

## 薬物中毒ではないことを証明する診断書の作成について

当院では、令和7年12月1日より予約制による尿中乱用薬物検査キット（覚せい剤・大麻・コカイン・モルヒネ系麻薬）を使用した尿検査を必須とさせていただき、下記の通り実施いたします。

### 【検査方法・時間】

尿検査（尿中乱用薬物検査キット）・10分程度

※尿検査前約1時間は排尿を控えてください。

※風邪薬や咳止め薬を内服されると、その成分が原因で薬物陽性反応が出てしまうことがあります。風邪薬や咳止め薬を内服された方は、1週間程度あけてから検査を受けるようにしてください。

### 【費用】

8,800円（税込）

※診断書作成料+尿検査料

※基本的に陰性を確認するための検査ですが、万一陽性となった場合は診断書は発行せずに検査料3,300円（税込）のみお支払いいただきます。

### 【その他】

検査結果につきまして、診断書作成の目的以外には原則使用いたしません。

但し、陽性反応があり麻薬中毒者又はその疑いがあると判断した場合は、管轄の警察署へ報告・相談をいたします。